

石油製品の品質を 確保するための手法の在り方

平成26年11月14日

経済産業省

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

石油製品の品質確保

揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）

【目的】

国民生活と関連性が高い石油製品である揮発油（ガソリン）、軽油及び灯油について、適切な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、消費者の利益の保護に資すること等を目的とする。

【概要】

環境、安全等に関する品質を管理するため、ガソリン、軽油、灯油及び重油の規格を定めるとともに、

①品質規格に適合しないガソリン、軽油、灯油、重油の販売の禁止

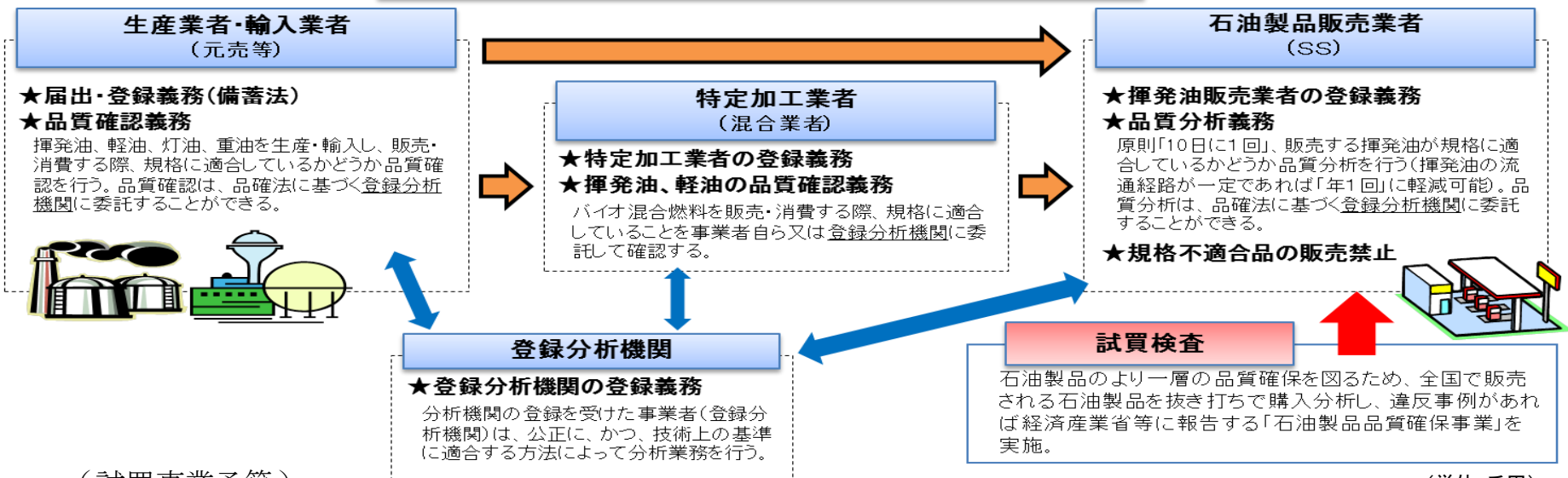
②生産業者及び輸入業者の品質確認義務

③SS業者の登録・品質分析義務

④混合業者（バイオ燃料とガソリン・軽油等を混合して販売する業者等）の登録・品質確認義務

を課す。なお、違反に対する罰則は、罰金、過料又は懲役を伴う（最大で一年以下の懲役又は罰金100万円）。

品確法の対象と主な義務



（試買事業予算）

（単位：千円）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	2,537,484	2,362,043	2,309,720	1,898,227	2,049,950	1,700,048	1,650,000	1,700,000	1,698,691	1,600,000	1,500,000
											平成27年度 要求額
											1,500,000

試買実績及びその効率性について

- 平成16年度以降、不適合案件は油種毎・年度毎に変動はあるが、最近は僅少で推移。
- 試買を契機に、品質に深刻な問題のある石油製品が発覚した事例あり。

試買実績

(単位:件)

ハイオク	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
試買	54,340	54,759	52,151	51,440	64,046	55,046	52,157	62,332	62,891	63,823
不適合	81	68	58	62	254	55	58	84	70	48

レギュラー	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
試買	58,556	58,609	55,570	55,012	68,293	58,567	55,160	66,220	66,685	68,041
不適合	60	22	21	30	51	36	10	39	19	19

軽油	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
試買	57,880	58,001	55,019	54,444	67,597	57,974	54,620	65,597	66,072	67,392
不適合	430	366	333	449	481	274	231	278	252	281

灯油	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
試買	55,596	55,590	52,622	52,147	64,527	55,613	52,570	62,840	63,847	64,960
不適合	774	494	473	475	660	387	421	731	495	475

合計	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
試買	226,372	226,959	215,362	213,043	264,463	227,200	214,507	256,989	259,495	264,216
不適合	1,345	950	885	1,016	1,446	752	720	1,132	836	823



- ◆試買事業を抜き打ちかつ継続的に実施することにより、
 - ・故意に粗悪品を販売することへの抑止力
 - ・人為的なミスに対する注意力の向上
 につながり、上記の不適合率に結びついている。
- ◆一般的に揮発油、軽油及び灯油全てを扱っているSSへの試買を行っていることから、油種数の減少によるコスト削減効果は限定的

品確法における強制規格及び品質不適合事例

揮発油の強制規格

項目	満たすべき基準	分類
鉛	検出されない	環境(大気汚染防止)
硫黄分	0.001 質量%以下	環境(大気汚染防止)
MTBE	7体積%以下	環境(大気汚染防止)
酸素分	1.3質量%以下	環境(大気汚染防止)
ベンゼン	1体積%以下	健康被害防止
灯油	4体積%以下	エンジンラフ防止
メタノール	検出されない	エンジンラフ防止
エタノール	3体積%以下	エンジンラフ防止
実在ガム	5mg /100ml 以下	エンジンラフ防止
色	オレンジ色	灯油との誤使用防止

軽油の強制規格

項目	満たすべき基準	分類
硫黄分	0.001 質量%以下	環境(大気汚染防止)
セタン指数	45 以上	環境(大気汚染防止)
蒸留性状 (90%留出温度)	360 ℃ 以下	環境(大気汚染防止)
トリグリセリド	0.01 質量%以下	エンジンラフ防止
脂肪酸メチルエステル(FAME)	0.1質量%以下 5質量%以下(※)	エンジンラフ防止
(※)メタノール	0.01質量%以下	エンジンラフ防止
(※)酸価	0.13 mgKOH/g以下	エンジンラフ防止
(※)脂肪酸、酢酸及びプロピオン酸の合計	0.003 質量%以下	エンジンラフ防止
(※)酸化安定度	65分以上	エンジンラフ防止

灯油の強制規格

項目	満たすべき基準	分類
硫黄分	0.008 質量%以下	環境及び健康被害防止
引火点	40℃以上	安全
セーボルト色	+25以上	揮発油との誤使用防止

(留意点)

脂肪酸メチルエステルが0.1%を超え、5%以下の場合には「※」の酸化安定性等の項目も満たす必要がある。

最近の試買により発覚した事例

平成23年度	ハイオクに灯油混入	灯油分4.4%	試買で不適合が検出される。検出後すぐに地方経済産業局からSSへハイオクの販売自粛を要請した結果、消費者に販売する前に販売を止めることができた。
平成24年度①	灯油にガソリン混入	引火点35.5度(規格値:40度以上)	試買で不適合が検出されるまで36件、約3,000リットル販売。地方経済産業局からSSへ灯油の販売自粛、消防署への連絡、販売先の特定と回収を指示するとともに、原因究明及び再発防止策策定などの報告徴収を依頼し、立入検査を実施。
平成24年度②	灯油にガソリン混入	引火点32度(規格値:40度以上)	試買で不適合が検出されるまで131件、約6,700リットル販売。地方経済産業局からSSへ灯油の販売自粛、消防署への連絡、販売先の特定と回収を指示するとともに、原因究明及び再発防止策策定などの報告徴収を依頼し、立入検査を実施。
平成25年度①	灯油に水抜き剤混入	引火点20度以下(規格値:40度以上)	試買で不適合が検出されるまで7件、148リットル販売。検出後、地方経済産業局からSSへ灯油の販売自粛、消防署への連絡、販売先の特定と回収を指示するとともに、原因究明及び再発防止策策定などの報告徴収を依頼し、立入検査を実施。また、SSは、元売HP、新聞社、折込チラシ、店頭掲示及び消防署広報車による呼びかけにより販売した灯油を回収。
平成25年度②	灯油にガソリン混入	引火点28.5度(規格値:40度以上)	試買で不適合が検出されるまで103件、約3,600リットル販売。検出後、地方経済産業局からSSへ灯油の販売自粛、消防署への連絡、販売先の特定と回収を指示するとともに、原因究明及び再発防止策策定などの報告徴収を依頼し、立入検査を実施。また、SSは、直接電話連絡、元売HP、新聞折込チラシ及び店頭掲示により販売した灯油を回収。
平成25年度③	灯油にガソリン混入	引火点30度(規格値:40度以上)	試買で不適合が検出されるまで425件、約7,300リットル販売。検出後、地方経済産業局からSSへ灯油の販売自粛、消防署への連絡、販売先の特定と回収を指示するとともに、原因究明及び再発防止策策定などの報告徴収を依頼し、立入検査を実施。また、SSは、直接電話連絡、訪問、事業者HP、新聞社及び店頭掲示により販売した灯油を回収。

規制強化及び販売業者の自主的努力

○規制強化としては、法律による揮発油の分析義務について、例えば

- ・現在10日に1回のSSでの品質分析の頻度について、分析期間を短縮する、
- ・年1回に品質分析の頻度を軽減しているSSについても、分析期間を短縮する、

といった対応が考えられるが、

- ・10日に1回とする根拠が、石油製品のコンタミが生じ得るSSでの荷下ろしの平均の頻度を基に設定していること、
- ・年1回に軽減しているSSについては、当該元売が品質について共同保証するスキームとなっていること、

から、実効性について要検討。

○販売業者の自主的努力については、不適合案件の発生状況を踏まえて促すこととしており、資源エネルギー庁では昨今の不適合は荷下ろし時のコンタミ案件がほとんどであることを含め、不適合事例をまとめ、HPで公表し注意喚起を促している。また、事業者においても荷下ろし時におけるコンタミ防止キャンペーンを行うなどの取組がなされている。